

## 高齢者の生活をサポート

住み慣れた地域でその人らしい生活を続けることができるよう、高齢者の皆さんを支える地域包括支援センター。市では、「成田市西部南地域包括支援センター」と「成田市東部地域包括支援センター」を新たに開設し、1月1日から業務を開始しました。



地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活を継続するための総合的窓口です。

地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが連携し、それぞれの専門性を生かしながら業務に当たります。

高齢者に関する相談がありましたら、気軽に連絡してください。

### 介護予防ケアマネジメント

二次予防対象者の決定を受けた人や介護認定で「要支援1・2」の判定を受けた人を対象に介護予防プランを作成し、介護予防を図ります。

### 総合相談支援

高齢者の在宅介護、施設介護に関する相談や、介護保険制度、高齢者福祉サービスなど総合的な相談を受け、支援や援助を行います。

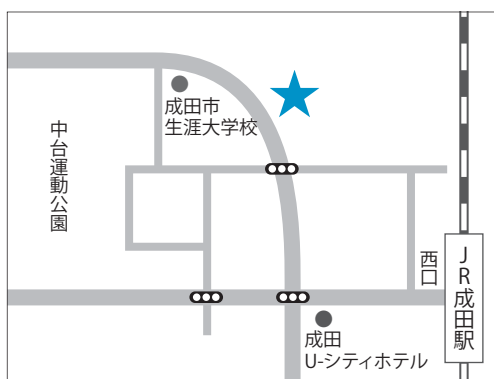
### 虐待防止・権利擁護

高齢者の権利や財産を守るため、虐待の相談や早期発見・保護などの対応をするほか、成年後見制度などの権利擁護のための支援を行います。

### ※くわしくは高齢者福祉課

2011537 FAX 24123  
67 Eメール kofuku@city.nara.chiba.jp

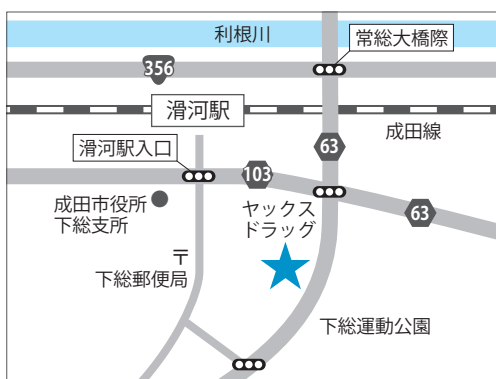
◆成田市西部南地域包括支援センター  
担当地区：成田・公津地区  
所在地：新町1037番地63(新町デイスーパーセンター・玲光苑内)  
電話番号：23-7151



◆成田市西部北地域包括支援センター  
担当地区：豊住・八生・ニータウン地区  
所在地：押畑896番地4(特別養護老人ホーム玲光苑内)  
電話番号：20-3655



◆成田市東部地域包括支援センター  
担当地区：下総・大栄地区  
所在地：猿山1354番地(ヤックスドラッグ 下総店内)  
電話番号：80-7007



◆成田市中央地域包括支援センター  
担当地区：久住・中郷・遠山地区  
所在地：本三里塚226番地1(老人保健施設センターアンナシングホーム内)  
電話番号：35-6081

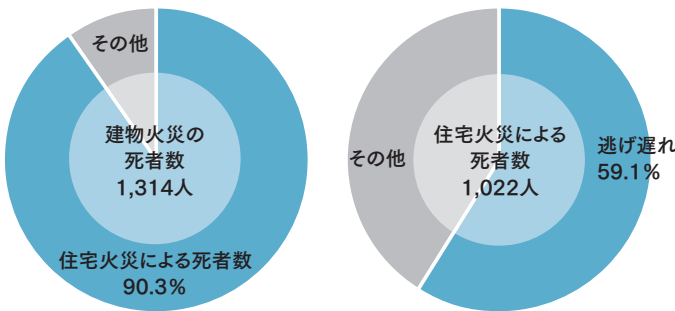


# 住宅用火災警報器

## 設置は済んでいますか



住宅火災の現状(平成22年)  
(概数・放火自殺などを除く)



消防庁資料

### 死因の6割が「逃げ遅れ」

近年、建物火災によって亡くなる人が急増し、全国で1、314人の死者が出ています。中でも住宅火災で亡くなった人の割合は建物火災全体の9割を占め、平成22

年も全国で1、022人ものが犠牲となっています。

死因のうち、約6割が火災に気付くのに遅れたことによる「逃げ遅れ」。特に65歳以上の高齢者が逃げ遅れるケースが目立ち、憂慮されています。

### 全ての住宅で設置が義務化

火災による死者を少しでも減らすと平成16年6月に消防法が一部改正され、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅は、平成18年6月1日から設置が義務化されています。

既存の住宅については、成田市火災予防条例が一部改正され、平成20年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務化されました。

いま一度自宅の防火対策を見直し、大切な家族と財産を火災から守るために住宅用火災警報器を設置しましょう。

火災の発生に早期に気付く、速やかに避難するための「住宅用火災警報器」。既存住宅を含め、全ての住宅への設置が平成20年6月1日から義務化されています。まだ、取り付けが済んでいない人は、早めに設置しましょう。

### 悪質な訪問販売にはくれぐれも注意を

「法律が変わって、すぐに住宅用火災警報器を設置しなければいけません。付けないと罰則がありますよ」とうそをついたり、「消防署の方から販売に来ました」と言ったりして、住宅用火災警報器を高額な値段で売り付ける業者に関する報告が寄せられています。

消防署や市が、直接住宅用火災警報器を販売することはありません。悪質な訪問販売には注意が必要です。「住宅用火災警報器を設置しなければならぬ」「今だけ」「あなただけ」と訪問してくる業者には十分注意しましょう。

万一被害に遭ってしまったら、すぐに消費生活センター(☎23・1161)へ相談しましょう。

※くわしくは消防本部予防課☎20・1591または住宅用火災警報器相談室(☎0120・5651911)へ。